

○東京藝術大学授業料改定にともなう修学支援奨学金取扱要項

〔平成31年3月7日
制 定〕

改正 令和7年7月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第9条の規定に基づき、授業料改定にともなう修学支援奨学金（以下「奨学金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、経済的な理由により授業料の納付が困難な者を対象とし、授業料改定による差額を補填して本学への進学及び修学の継続に資するものとする。

(受給資格)

第3条 奨学金の受給資格は、2019年度以降に入学する学部学生の1年生又は2年生及び2020年度以降に入学する大学院学生のうち、本学の授業料免除の対象となる家計基準の者、またはそれに準ずる者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 当該奨学金を申請する学期において、本学の授業料免除を受けている者
- (2) 他の奨学事業から授業料を対象とする奨学金の給付を受けている者
- (3) 就労先の研修制度等を活用し修学する者（休職中を含む）
- (4) 東京藝術大学学則第93条（第1項第2号を除く。）及び東京藝術大学大学院学則第49条（第1項第2号を除く。）に規定する懲戒処分を受けた者
- (5) 東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則第13条の規定により授業料を徴収しないこととされている者
- (6) 高等教育の修学支援新制度における多子区分に該当する者で、他の支援区分の支援を受けない者

(選考方法等)

第4条 奨学金の受給を希望する者は、授業料免除及び徴収猶予の申請と同時に、所定の書類を添えて学長に願い出なければならない。

第5条 採用者は、授業料免除に準じた家計基準で選考することとする。

(奨学生等の決定)

第6条 奨学金受給の願い出があった場合は、その学部及び研究科の学生生活委員会等及び学生支援室の意見を参考として、学期ごとに学長が決定する。

(奨学金の給与額)

第7条 奨学金の給付額は、1人につき半期50,000円とする。

(奨学金の返還)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、学生支援室において審議し、学長が奨学金の受給資格の喪失を決定する。

- (1) 休学し、授業料の納付がなくなったとき
- (2) 退学または除籍となったとき
- (3) 懲戒処分を受けたとき
- (4) 辞退を申し出たとき
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき

2 奨学生が資格を喪失した場合は、当該学期に受給した奨学金を返還しなければならない。この場合において、過去に受給した奨学金の返還について

は、当該奨学生が所属する学部及び研究科の学生生活委員会等及び学生支援室の意見を参考として、学長が決定する。

3 奨学生が資格を喪失した場合は、補充採用を行わない。

(事務)

第9条 奨学金に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。